

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局中央図書館利用サービス担当 (06-6539-3326)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	図書館資料の利用申請
概要	図書館資料の館内利用、個人の館外利用、郵送貸出、団体の館外利用、自動車文庫の利用、地域文庫への貸出、他館との資料の相互貸借、資料の特別貸出、館外利用の制限、利用期間中における資料の返納、図書館カードの返納及び無効、館長への届出、資料利用の制限に関する審査基準は以下の規定に適合すること。
根拠法令等 及び条項	大阪市立図書館規則(昭和36年9月1日(教)規則第12号)第4条 ( <a href="https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=446">https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=446</a> ) 大阪市立図書館資料利用規程 ( <a href="https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=441">https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=441</a> ) 大阪市立図書館資料の閲覧制限 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000207805.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000207805.html</a> )
審査基準	大阪市立図書館資料利用規程において、大阪市立図書館の図書館資料の利用に関して、必要な事項を掲げております。  (参考) 大阪市立図書館資料利用規程 ( <a href="https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=441">https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=441</a> )
標準処理期間	即時
経由日数	即時
提出先	大阪市立図書館
提出時期	大阪市立図書館開館時間帯
提出方法	市立図書館の貸出・相談カウンターの職員に提出してください。
手数料	詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	市立中央図書館（西区）と西区以外の各区の地域図書館
ホームページ	<a href="https://www.oml.city.osaka.lg.jp">https://www.oml.city.osaka.lg.jp</a>
備考	